

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 20



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

## 訓 令

### 鹿 児 島 県 訓 令 第 5 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿 児 島 県 訓 令 第 18 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

別表第 1 の 6 の 項 第 5 号 中 「再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員」 を 「定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等」 に 改 め、 同 表 10 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

10 個人情報 の保護 に関する 法律 (平 成15年法 律第57号) の施行に 関する事 務 この項 中個人情 報の保護 に関する 法律を 「法」, 鹿 児 島 県 個人情報 の保護に 関する法 律施行条 例 (令和 4 年鹿 児 島 県 条 例 第 33 号) を「条例」	(1) 保有個人情報及び個人情報関連情報の提供を受けるものに対する措置要求 (法70, 72)	振興局			○		○	所長	
	(2) 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (法75)	振興局			○		○	所長	
	(3) 開示請求者, 訂正請求者又は利用停止請求者 (以下この項中「請求者」という。)に対する補正の要求 (法77③, 91③, 99③)	振興局			○		○	所長	
	(4) 開示請求, 訂正請求又は利用停止請求に対する決定及び請求者への通知 (法82, 93, 101)	振興局			○		○	所長	
	(5) 開示請求に係る事案の移送の決定及び開示請求者への通知 (法85①)	振興局			○		○	所長	

という。	(6) 第三者に対する 意見書提出の機会 の付与等 (法 86, 107①)	振興局			○		○	所長
	(7) 開示決定等, 訂 正決定等又は利用 停止決定等の期限 の延長に係る決定 及び請求者への通 知 (法 94②, 102 ②, 条例 3 ②)	振興局			○		○	所長
	(8) 開示決定等, 訂 正決定等又は利用 停止決定等の期限 の特例に係る決定 及び請求者への通 知 (法 95, 103, 条例 4)	振興局			○		○	所長
	(9) 訂正請求に係る 事案の移送の決定 及び訂正請求者へ の通知 (法 96①)	振興局			○		○	所長
	(10) 保有個人情報の 提供先への訂正内 容の通知 (法 97)	振興局			○		○	所長

別表第 1 の 18 の項第 6 号中「行政管理室長」を「行政経営推進室長」に改める。

別表第 4 総務企画部の表 25 の項第 2 号中「8 ①②, 9 ③, 12 ③」を「8 ①③, 9 ③」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

別表第 4 保健福祉環境部の表 17 の項に次の 1 号を加える。

(23) 行政手続におけ る特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律 (平成 25 年法 律第 27 号) 第 22 条 第 1 項の規定によ り提供義務のある 特定個人情報の副 本登録及び更新	振興局			○		○	事務所 長
--	-----	--	--	---	--	---	----------

別表第 4 保健福祉環境部の表 18 の項中第 18 号を第 19 号とし、第 10 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 行政手続におけ る特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律第 22 条第 1 項 の規定により提供 義務のある特定個 人情報の副本登録 及び更新	振興局			○		○	事務所 長
---	-----	--	--	---	--	---	----------

別表第 4 保健福祉環境部の表 20 の項中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 有料老人ホームの設置者等からの運営状況等の報告の徴収及び立入検査等の実施 (法 29⑬)	振興局			○				
(8) 有料老人ホームの設置者に対する運営等の改善命令 (法 29⑮)	振興局	○						

別表第 4 保健福祉環境部の表 27 の項に次の 1 号を加える。

(42) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報 の 副 本 登 録 及 び 更 新	振興局			○		○	事務所長	
--	-----	--	--	---	--	---	------	--

別表第 4 保健福祉環境部の表 28 の項事務の種類 の 欄 中 「障 害 児 童 手 当 及 び 特 別 障 害 者 手 当 の 支 給 に 関 す る 省 令」 を 「障 害 児 福 祉 手 当 及 び 特 別 障 害 者 手 当 の 支 給 に 関 す る 省 令」 に 改 め、同項に次の 1 号を加える。

(23) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報 の 副 本 登 録 及 び 更 新	振興局			○		○	事務所長	
--	-----	--	--	---	--	---	------	--

別表第 4 農林水産部の表 8 の項事務の種類 の 欄 中 「過 疎 地 域 自 立 促 進 特 別 措 置 法 ( )」 を 「過 疎 地 域 の 持 続 的 発 展 の 支 援 に 関 す る 特 別 措 置 法 ( 令 和 3 年 法 律 第 19 号。 )」 に 改 め、同項第 1 号及び第 2 号中「26」を「21」に改め、同表中 14 の項を削り、15 の項を 14 の項とし、16 の項から 34 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 35 の項第 6 号中「18」を「50」に改め、同項第 10 号中「34 の 2」の次に「34 の 3」を加え、同項第 14 号中「省令 22 の 18 の 4」を削り、同項第 15 号中「22 の 18 の 5」を「77」に改め、同項を同表 34 の項とし、同表中 36 の項を 35 の項とし、37 の項から 56 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次の 1 項を加える。

56 環境と調和のとれた食料システム の 確 立 の た め の 環 境 負 荷 低 減 事 業 活 動 の 促 進	(1) 環境負荷低減事業活動実施計画 (変更を含む。)及び特定環境負荷低減事業活動実施計画 (変更を含む。) の 認 定 ( 法 19⑤, 20①④, 21⑤, 22①④)	振興局			○			
--	--	-----	--	--	---	--	--	--

等に関する法律 (令和 4 年法律第 37 号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(2) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の処理 (法 20②, 22②)	振興局			○			
	(3) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定の取消し (法 20③, 22③)	振興局			○			
	(4) 認定農業者からの認定計画の実施状況に係る報告の徴収 (法 46①)	振興局			○			

別表第 4 建設部の表 25 の項中第 38 号を第 39 号とし、第 22 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 21 号中「87 の 3 ③④⑤⑥」を「87 の 3 ③④⑤⑥⑦」に改め、同号を同項第 22 号とし、同項中第 20 号を第 21 号とし、第 17 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 16 号中「85⑤⑥」を「85③④⑤⑥⑦」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 15 号中「85①④」を「85①」に改め、同号を同項第 16 号とし、同項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 容積率の緩和の認定 (法 52⑥Ⅲ)	振興局			○	○	屋久島事務所 長 徳之島事務所 長	
-------------------------	-----	--	--	---	---	-------------------------	--

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。